様式第６号（第１８条関係）

志摩市日常生活支援等助成金給付申請書

（家事援助・一時保育・転居・家賃）

年　　月　　日

（宛先）志摩市長

申 請 者（給付対象者）

住　　所

氏　　名

生年月日　　　　　　　年　　　月　　　日生

電話番号

日常生活支援等助成金（家事援助・一時保育・転居・家賃）の給付を受けたいので、次のとおり必要な書類を添えて申請します。

１　犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた日及び場所

年月日　　　　　　 年　　　　月　　　　日

　　場　所

２　犯罪被害者の住所及び氏名

　　住　所

　　氏　名

３　犯罪被害者との続柄

　□本人　　□配偶者　　□子　　□父母　　□孫　　□祖父母　　□兄弟姉妹

□その他（　　　　　　　）

４　犯罪被害者と加害者との親族関係

　　　□なし　　　□あり（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

５　犯罪被害者による犯罪行為誘発等

当該犯罪行為を誘発、容認する等、責めに帰すべき行為はありません。

□はい

６　暴力団員等の関係

　　（犯罪被害者及び申請者とも）

　　・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号及び第６号に規定

する暴力団・暴力団員ではありません。

　　　□はい

・前記暴力団・暴力団員に協力し、若しくは関与する等密接な関係はありません。

□はい

７ 支援金の返還

支援金の給付後に、故意の犯罪による被害ではないと判明した場合、若しくは志摩市犯罪被害者等支援条例施行規則第９条（支援金の給付の制限）又は第10条（支援金の給付の決定の取り消し等）の規定に該当することが判明した場合は、既に給付を受けた支援金を速やかに返還します。

□はい

８　代理申請

　　代理申請理由

　　　　　　　 　　　　　　　　（法定代理人）

住　　所

氏　　名

生年月日　　　　　　　年　　　月　　　日生

電話番号

９　助成金の振込先（申請者本人の口座を記入してください）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 申請金額 | 円 | | | | | |
| 助成金の  種類及び額 | □　家事援助助成金 | | 円 | | | |
| □　一時保育助成金 | | 円 | | | |
| □　転居助成金 | | 円 | | | |
| □　家賃助成金 | | 円 | | | |
| 振込先 | 銀行・農協・労働金庫  漁協・信用組合・信用金庫 | | 本店  支店・出張所 | | 種別 | □　普通  □　当座 |
| 口座名義人  （カタカナ） |  | 口座番号 |  | | |

|  |
| --- |
| 添付書類  （共通）  　□　犯罪被害申告書（第２号様式）  　□　給付の対象となる費用の支払いを証明する書類（領収書の写し等）  （１）犯罪被害者が申請する場合  □　重傷病又は精神疾患に該当することが証明できる医師の診断書（診断書には、受傷日、療養期間、入院日数及び傷病名が明記されていること。精神疾患に係るものについては、入院日数の記載は要せず、その症状の程度が通算３日以上労務等に服することができない旨が明記されていること）  □　犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、志摩市に住所を有する者であることを証明する書類（住民票の写し、戸籍の附票等）ただし、やむを得ない事情があると市長が認めた者にあっては、その事情を認めることができる書類  □　犯罪被害にあった事実を認めることができる書類（盗難等被害届出証明書、交通事故証明書等）  □　その他市長が必要と認める書類  （２）遺族が申請する場合  □　犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類の写し  □　申請者が、犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、志摩市に住所を有する者であることを証明する書類（住民票の写し、戸籍の附票等）ただし、やむを得ない事情があると市長が認めた者にあっては、その事情を認めることができる書類  □　申請者の氏名、生年月日及び犯罪被害者との続柄を証明する書類（戸籍の謄本又は抄本等）  □　申請者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類（婚姻（パートナーシップの関係）の意思を確認できる書類、住民票の写し、犯罪被害者及び申請者の親族、友人、隣人等の申述書等）  □　申請者が配偶者（婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む）以外の者であるときは、第１順位遺族であることを証明することができる書類（先順位の人の死亡を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本）  □　申請者が生計維持遺族であるときは、当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類  □　助成金の給付を受けるべき遺族が２人以上あるときは、志摩市日常生活支援等助成金受給代表者決定申出書（様式第７号）  □　犯罪被害にあった事実を認めることができる書類（盗難等被害届出証明書、交通事故証明書等）  □　その他市長が必要と認める書類 |

※　法定代理人によって代理申請する場合は、上記書類のほか、法定代理人であることを証明する書類を提示してください。